

令和元年6月21日

【 警 察 庁 】

【概要書】

平成30年度犯罪被害者等施策

標記の報告書を衆議院議長に提出いたしました。

連絡先は省略。

平成30年度犯罪被害者等施策（犯罪被害者白書）について

1 犯罪被害者白書について

犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）に基づき、毎年、国会に提出している法定白書（今年で14回目。国家公安委員会・警察庁としては4回目）。政府による犯罪被害者等施策の進捗状況について記載。

2 構成について

(1) 年次報告

第3次犯罪被害者等基本計画に盛り込まれた具体的施策の進捗状況について、5つの重点課題ごとに紹介。

第1章 損害回復・経済的支援等への取組

第2章 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

第3章 刑事手続への関与拡充への取組

第4章 支援等のための体制整備への取組

第5章 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

(2) トピックス・コラム

- 新しい国家資格「公認心理師」
- 犯罪被害者等支援のための弁護士会と地域関係機関との連携
- 犯罪被害者等の支援に特化した条例の制定状況
- 地方自治体における犯罪被害者等支援～特化条例の制定・改正
- 性犯罪被害相談電話に係る全国共通電話番号
- 犯罪被害者週間の実施 等

(3) 基礎資料

犯罪被害者等施策に関する基礎資料として、犯罪被害者等基本法、第3次犯罪被害者等基本計画、犯罪被害者等施策関係予算、地方公共団体における取組状況等を掲載。